

## 公共サービスの後退をもたらす独立行政法人「廃止」を批判する声明

1 野田内閣は、2012年5月11日、独立行政法人通則法改正案を国会に提出した。改正案は、国の責任による公共サービスの後退をもたらし、職員の権利擁護にも重大な影響をもたらすおそれの大きいものである。

2 改正案は、「独立行政法人」を廃止して「行政法人」とし、役職員が公務員とされる「行政執行法人」と、非公務員の「中期目標行政法人」に二分する。

「中期目標行政法人」の事業について改正案は、主務大臣が自らの評価の結果に基づき業務の廃止を含む改善命令を出すことができる上、数年ごとの中期目標の期間の終了時には「業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般」の検討を経て「業務廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずる」としている。これは、事業と組織の縮小・移管・廃止を容易かつ迅速に進めようとするものである。

3 改正案は、「中期目標行政法人」の事業や組織の廃止に際し、職員の身分の保障を明記せず、「再就職」の「あっせん」等を規定するにとどめている。公共サービスが移管・継承される場合でも、知識と経験を蓄積した職員の身分の承継が保障されず、結局「中期目標行政法人」においては数年の中期目標期間の経過ごとに、公共サービスの質の低下と職員の雇用問題を引き起こすおそれが高い。独立行政法人制度移行の際に職員の身分が原則として承継されたことと対比しても、国の責任で公共サービスの後退と職員の雇用問題を引き起こすおそれの著しく大きなものである。

4 そもそも独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占しておこなわせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律

及び個別法の定めるところにより設立される法人」(独立行政法人通則法第 2 条 1 項)を言う。この「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがある」あるいは「一の主体に独占しておこなわせることが必要である」公共サービスを担うために、2012 年 4 月現在 102 の法人が、国の財政責任により、医療、生命安全の確保、社会資本整備、学術文化、試験研究等の、国民生活に必要な不可欠な公共サービスを担っている。これまでも、新自由主義的「構造改革」により、運営費交付金の削減と事業の縮小、職員の処遇の改悪などが行われてきた。

今回の改正案は、東日本大震災でも各分野で明らかになった、国民の安心と安全の確保の上で国の責任による施策の充実を求める声に背き、広範な分野で公共サービスの後退と職員の生活と権利の侵害を拙速に押し進めようとするものであり、とうてい許されない。

また、国において独立行政法人の拙速な廃止・縮小を押し進める法制度が導入されれば、地方自治体の法制度にも同様の仕組みが導入されるおそれが大きく、国でも地方自治体でも公共サービスの縮小と職員の権利侵害が拡大するおそれがあり、その悪影響ははかり知れない。

5 自由法曹団は、基本的人権と平和・民主主義を擁護する法律家団体として、今回の独立行政法人通則法改正案に反対の意見を表明し、独立行政法人が担っている多様な事業のそれぞれについて、国民生活にとっての重要な役割をあらためて明らかにし、広く国民各層の合意を広げ、国の責任による公共サービスの充実と職員の権利擁護を実現するために力をつくすものである。

以 上

2012 年 6 月 19 日

自 由 法 曹 団  
団 長 篠 原 義 仁